

平成31年2月7日

陳情第154号

(仮称) 小田原市パートナーシップ登録制度に関する陳情



## (仮称) 小田原市パートナーシップ登録制度に関する陳情

### 【陳情趣旨】

#### (1) パートナーシップの認定について

パートナーとして認定されることは、当事者にとっても社会にとっても極めて重大なことです。単に二人の記念にするためとか、性的マイノリティーでないカップルが本来の趣旨から逸脱した目的で申請をするようなことがあってはなりません。一方、申請者が性的マイノリティーであるかどうかは、性同一性障害の場合を除き、本人の申告以外に判別的手段がありません。従って、同性のカップルの関係が、男女の法的な婚姻関係と異なる程度の実質を備えていることが確認できるようにすることが重要です。そのため、単に宣誓するだけというような簡便な手続きではなく、戸籍謄本や住民票を提出するなど適正な手続きにより担保する必要があります。

#### (2) パートナーシップの解消について

パートナーシップ制度は法律に定める結婚とは異なり、法律上の権利や義務が生じるものではないため、ややもすれば軽く扱われ、実質的にパートナーの関係が失われているにも拘らず解消・取り消しの手続きがされない恐れがあります。このような状態が放置されると、他の相手との重複パートナーシップ・実質的な重婚の恐れや証明書の不正使用などの原因にもなり、パートナーシップ制度に対する信頼を損なうことにもなりかねません。従って、定期的な現況届の提出や他の自治体へ住所変更する場合の取り消しが確実にされるような制度の検討が必要です。

#### (3) 異性間のパートナーシップを認めないことについて

異性であれば法律に基づく結婚が可能です。性同一性障害ではない、あるいは性同一性障害を偽装した異性間のパートナーシップを認めることは、性的マイノリティーに対する差別や偏見をなくし、誰もが暮らしやすい社会を築くというパートナーシップ制度の本来の趣旨から逸脱するものです。特に、性的マイノリティーではない普通の男女のカップルにパートナーシップを認めることになれば、「婚姻」と「事実婚」を同列に扱うことになり、婚姻制度を著しく形骸化させ社会的混乱を招く恐れがあります。

#### (4) パートナーシップ制度は要綱ではなく条例で制定することについて

パートナーシップ制度を始めとする性的マイノリティーに関する施策については、わが国の憲法や民法に定められた現今の婚姻制度や家族の在り方に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、慎重に検討してより良い制度にすることが重要です。市長の権限である要綱による制定では、地方自治における二元代表制のもう一方の代表である議会の意見が適正に反映されず、議会制民主主義を軽視しているとの批判を招きかねません。また、市長が交代すると安易に変更や廃止される可能性もあります。従って、拙速を避け、多くの市民の意見の反映と共に、議会の審議を通じて衆知を集めより良い制度とするために、要綱ではなく条例として制定するべきです。貴議会は本年4月末に任期満了となり改選を控えていますので、直近の民意による新しい議会構成に基づき、議会の議決による条例として制定されるべきものと考えます。

わが国では、すでにパートナーシップ制度を導入している自治体がありますが、その内容や運用に関しては不備も指摘されています。本年1月に最高裁判所が下した判決によれば、女性の性同一性障害についても、自己申告だけで済ませず男性同様に外科的処置が必要であるとされています。一方、本年1月に同性婚を認めないのは憲法違反であると集団提訴されている方々もおられます。

そうした判決や民意を受け今国会において、与野党がそれぞれにパートナーシップ法を制定すべく法案を用意しています。いずれ条例を制定するとしながら、まずは要綱で制度化を図ろうとするよりも、法律に準拠した条例を整備することが必要であると考えます。つきましては、パートナーシップ制度の本来の趣旨に照らして、より良い制度としていただきますよう陳情いたします。

【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長に対し、パートナーシップ制度の具体的内容については、性的マイノリティーに対する差別や偏見をなくし、誰もが暮らしやすい社会を築くという趣旨を踏まえ、以下の諸点に留意のうえ制度設計をすることを求めること。

- (1) パートナーとなることの重大性に鑑み、パートナーシップの認定にあたっては、同性のカップルの関係が男女の法的な婚姻関係と異なる程度の実質を備えていることが確認できるようにすること。
- (2) パートナーシップを解消する場合の手続きが放置されることなく確実に行われるようにすること。
- (3) 性同一性障害のカップルの場合を除き、異性間のパートナーシップを認めないこと。
- (4) パートナーシップ制度は要綱ではなく条例で制定すること。

平成31年2月7日

小田原市議会議長

加藤 仁司 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞